

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年7月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 アクロスプラザ長岡七日町B街区  
所在地 長岡市福山町字川原427-1 外  
設置者 第一リース株式会社
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) アクロスプラザ長岡七日町B街区  
(変更後) アクロスプラザ長岡七日町B街区
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社おおつか 代表取締役 大塚 節夫  
(変更後) 株式会社おおつか 代表取締役 丸山 和雄
- 3 変更年月日
  - (1) 平成29年4月10日
  - (2) 平成31年1月1日
- 4 変更の理由
  - (1) 店舗の名称が正式に決まったため
  - (2) 小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日  
令和元年7月1日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和元年7月19日から令和元年11月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp